

電気供給業を行う法人の法人事業税について

電気供給業を行う法人については、所得金額を課税標準として税額を計算し申告いただく通常の法人と課税方式が異なり、収入金額を課税標準として税額を計算し申告いただくこととなっております。

つきましては、この案内を参考に収入割の税額計算を行い、申告願います。

ただし、電気供給業のうち、発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を行っている法人である場合、令和2年4月1日以降に開始する事業年度については、収入割と併せて、当該事業にかかる所得金額を課税標準とする所得割(外形標準課税法人においては付加価値割及び資本割)を課税するため、第6号様式(その2)にて申告願います。

- ※ 電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光、風力、地熱、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も電気供給業に該当します。
- ※ 準備段階などで電気の供給を開始していない間の申告は、電気供給業に該当しないため、所得等課税となります。
- ※ 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

< 目 次 >

- 1 収入割の税額計算について
 - (1) 課税標準額となる収入金額
 - (2) 税率
 - (3) 2以上の都道府県に事務所等を有する場合の分割基準
- 2 申告書の添付書類
- 3 中間申告について
- 4 電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合
 - (1) 電気供給業のみを行う場合との主な相違点
 - (2) 欠損金の繰り越し控除に係る経過措置について

この案内は令和6年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

なお、この案内中において、法令は次の略語を用いています。

法	…	地方税法
令	…	地方税法施行令
規則	…	地方税法施行規則
通(県)	…	地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)

1 収入割の税額計算について

$$\text{課税標準額となる収入金額} \quad (\text{収入すべき金額の総額} - \text{控除すべき金額}) \quad \times \quad \text{税率} \quad = \quad \text{収入税割額}$$

(1) 課税標準額となる収入金額

「①収入すべき金額の総額」から「②控除すべき金額」を差し引いた額のことをいいます。

① 「収入すべき金額の総額」とは

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

② 「控除すべき金額」とは

- ア ・国又は地方団体から受けるべき補助金
- ・固定資産の売却による収入金額

(法第 72 条の 24 の 2①)

イ ・保険金

- ・有価証券の売却収入金額
- ・不要品の売却収入金額
- ・受取利息及び受取配当金
- ・電気供給業を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、需要者から収納する金額
- ・電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の交付金(令和 3 年 4 月 1 日以後終了事業年度から適用)
- ・電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額(※)
- ・電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非 FIT 非化石証書を購入した場合(卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。)であつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合における当該購入の対価として支払うべき金額に相当する収入金額(令和 2 年 4 月 1 日以後終了事業年度から適用)(規則 4 条の 2 の 2)
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条の賦課金(令第 22 条)

※ 「電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額」については、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの(新エネルギー等電気相当量に係るもの等を含む。)に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など 収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。

(通(県)3章4の9の6)

ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等

(告示昭和30年29号、昭和34年46号、昭和42年55号、平成23年379号)

このほか、法附則等により規定される控除すべき金額は以下のとおりです。

(適用事業年度について留意願います。)

エ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行うときの以下の金額(法附則9条⑧)

- ・収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対して託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額(平成12年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(令附則6条の2②-1 イ)
- ・収入金額に対する事業税を課される発電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に限り適用)(令附則6条の2②-1 ロ)
- ・収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額を支払っている収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して託送供給に係る料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に限り適用)(令附則6条の2②-1 ハ)
- ・発電事業等を行う法人が、自らの発電等用電気工作物と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人の電線路とを電氣的に接続する場合の、託送供給に係る料金(これに相当する額を含む。)として当該一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に限り適用)(令附則6条の2②-1 の2)
- ・特定送配電事業を行う法人が、自らの電線路と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の電線路とを電氣的に接続する場合の、託送供給に係る料金として当該一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に限り適用)(令附則6条の2②-1 の3)
- ・配電事業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行い配電事業に係る定期支払額として当該一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(令附則6条の2②-2、規則附則2条の7の2)
- ・一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行い当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額に相当する収入金額(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(令附則6条の2②-3、規則附則2条の7の2)

オ 一般送配電事業者の収入金額のうち、対象特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として、一般送配電事業者が当該対象特定実用発電原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額(平成28年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(令和2年改正前の法附則9条⑱、令和2年改正前の令附則6条の2⑥)

カ 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額(平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(法附則9条⑱、令附則6条の2⑧)

キ 日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額(平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(法附則9条⑲、令附則6条の2⑨)

ク 特定取引を行う場合において、特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額(平成31年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(法附則9条⑳、令附則6条の2⑩、規則附則2条の8)

ケ 一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額(以下ケにおいて「賠償負担金相当金額等」といいます。)に相当する収入金額又は配電事業者が一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額(令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(法附則9条㉑、令附則6条の2⑪、規則附則2条の9)

コ 広域的運営推進機関に対して電気事業法第28条の40第1項第5号に掲げる業務に係る対価を支払い、広域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課されている他の法人に対して当該対価を原資として支払いをした場合の、広域的運営推進機関に対して支払うべき金額に相当する収入金額(令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)(法附則9条㉒、令附則6条の2⑬、規則附則2条の11)

(2) 税率

事業年度の開始の日		令和元年10月1日以降	令和2年4月1日以降
電気供給業(発電・小売事業又は特定卸供給事業を除く)	法人事業税収入割	1.065% (1.0%)	1.065% (1.0%)
	特別法人事業税	30.0%	30.0%

電気供給業(発電・小売事業又は特定卸供給事業)	資本金1億円超の法人	法人事業税収入割	1.065% (1.0%)	0.8025% (0.75%)
		法人事業税付加価値割	—	0.3885% (0.37%)
		法人事業税資本割	—	0.1575% (0.15%)
	資本金1億円以下の法人	法人事業税収入割	1.065% (1.0%)	0.8025% (0.75%)
		法人事業税所得割	—	1.9425% (1.85%)
	特別法人事業税		30.0%	40.0% (収入割のみ対象)

- ※ ()内は標準税率です。資本金の額が1億円を超える法人や収入金額が年3億2千万円を超える法人等は超過税率が適用されます。
- ※ 特別法人事業税は、標準税率で計算した法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額に税率を乗じて算出します。
- ※ 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。
- ※ 電気供給業とその他の事業を合わせて行う場合、どちらか一方の事業が超過税率の要件を満たす際は、両事業ともに超過税率が適用されます。

(3) 2以上の都道府県に事務所等を有する場合の分割基準

【発電事業又は特定卸供給事業】

課税標準の4分の3・・・事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額

課税標準の4分の1・・・事務所等の固定資産の価額

【一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業】

課税標準の4分の3・・・事務所等の発電所の電気工作物と電氣的に接続する電線路の電力の容量

課税標準の4分の1・・・事務所等の固定資産の価額

【小売電気事業】

課税標準の2分の1・・・事務所等の数

課税標準の2分の1・・・従業者数

- ※ 上記内容は、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用されます。
- ※ 平成29年3月31日前に終了する事業年度については、上記発電事業の分割基準が適用され、昭和57年以前の発電用資産については特例が設けられています。
- ※ 「固定資産の価額」とは、事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。
- ※ 「電力の容量」とは、事業年度終了の日における連続的に送電できる電線路の容量であり、

運用上の容量ではなく、あくまで電線路の性能の容量を用います。

- ※ 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合は、課税標準の総額を事務所等の固定資産の価額により按分します。
- ※ 無人の発電設備は事務所等に該当しませんので、無人の発電設備のみが所在する都道府県には申告納付の必要はありません。
- ※ 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記分割基準が適用されます。

2 申告書の添付書類

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付が必要となります。

- 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
 - 貸借対照表及び損益計算書
 - ※ 法人税の申告を e-Tax で行い、当該申告と併せて上記の書類を e-Tax で提供したときは、法人事業税の申告においてもこれらの書類を提出したものとみなされます。
 - その他、収入金額算定に関する基礎資料
- 【2以上の都道府県に事務所等を有する場合】
- 電気供給業の分割課税標準額の計算書(第10号様式)
- 【電気供給業とその他の事業を合わせて行う場合】
- 所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)
 - ※ 区分計算により申告する場合は、区分計算書を添付してください。
 - その他、課税方式の異なる事業ごとに提出の必要な書類

3 中間申告について

収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人税の中間申告の義務の有無に関わらず、法人事業税の中間申告が必要です。

4 電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合

原則

電気供給業とそれ以外の事業(所得等課税)の事業を併せて行う法人の事業税額は、事業部門ごとにそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額となります。

例外

従たる事業が主たる事業に対して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度**軽微なもの**で、主たる事業の付帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて主たる事業の課税方式によって事業税額を算定して差し支えありません。(令 22 条、通(県)3章4の9の9)

※ 「**軽微なもの**」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の一割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

(1) 電気供給業のみを行う場合との主な相違点

	電気供給業のみ (その他の事業も行うが 軽微である場合を含む。)	電気供給業とその他の事業を併せて行う場合	
		うち電気供給業分	うちその他の事業分
課税標準	①収入金額 ②収入金額及び所得金額(外形法人の場合付加価値額、資本金等の額)	①収入金額 ②収入金額及び所得金額(外形法人の場合付加価値額、資本金等の額)	所得金額 (外形法人の場合付加価値額、資本金等の額)
事業税	①収入割 ②収入割及び所得割(外形法人の場合付加価値割、資本割)	①収入割 ②収入割及び所得割(外形法人の場合付加価値割、資本割)	所得割 (外形法人の場合付加価値割、資本割)
繰越欠損金の控除	①不可 ②所得割部分のみ可(経過措置あり。下記参照。)	①不可 ②所得割部分のみ可(経過措置あり。下記参照。)	可 (その他の事業に関するもののみ)
分割基準	固定資産の価額、電力の容量、事務所及び従業者数	別紙参考資料のとおり。	

- ① 電気供給業(発電・小売事業又は特定卸供給事業を除く。)を行う法人。
- ② 電気供給業(発電・小売事業又は特定卸供給事業)を行う法人。

※ 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合の所得金額及び所得割については、電気供給業分は地方税法第 72 条の2第2号又は第3号に規定する額、その他の事業分は同条第 1号に規定する額を用います。

※ 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されません。

(2) 欠損金の繰り越し控除に係る経過措置について

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(以下、「最初事業年度」といいます。)開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、収入金額等課税事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得(個別所得金額)の計算の例により算定していたものとみなします。

(令和2年改正法附則第6条第2項)

その他、御不明な点がありましたら管轄の県税事務所までお問い合わせください。

<参考>

電気供給業とその他の事業を併せて行う場合に適用する分割基準

